

資産税専門税理士ならではの知見で 払い過ぎた相続税の還付が可能に

相続税の申告書は、相続人同士で協議を重ね、税理士に依頼して作成されることが多い。ところが、専門の知見を備えたプロフェッショナルが精査すると、相続税の払い過ぎの発見が頻発するという。

相続税還付相談案件のおよそ7割が、払い過ぎ

佐藤和基税理士は、相続財産再鑑定士の資格も有する。2015年に創設された比較的新しい資格で、佐藤税理士自身も制度創設に尽力した。

「すでに支払った相続税の申告書を精査してみると、払い過ぎと考えられる案件が見つかることが少なくありません。相続財産の評価額の算定を見直すことの意義は大きいですね」



佐藤和基税理士事務所
佐藤和基
税理士・相続財産再鑑定士

つまり、相続税の申告に誤りが頻発しているというのだ。その原因はさまざまという。

例えば、土地の評価では、減額要素を自ら調査して評価額を算出する。狭隘道路に面していたり、墓地に隣接していたり、高圧電線下にあるなどの土地は、評価額が下がることが多い。「通達以外にも利用価値が著しく低下している宅地の場合、評価額の10%減額が可能となつてしまいます。ところが、どのような場合がこれに該当するのかについて判断基準が曖昧です」と、佐藤税理士は言う。

該当する土地かどうか、登記簿や権利書の記載だけでは判断することは困難だ。実際に現地足を運んだり、市区町村の役所で道路台帳を確認するなどが必要になる。

「実は、金融商品でも評価額算出の間違ひが見受けられます」と、佐藤税理士は打ち明ける。相続財産は全て換金価値で評価する。例えば投資信託は、相続開始時の基準価格に基づいた評価額から解約時に要する手数料などを差し引いて評価額を算出すべきだという。

「手数料などを差し引かないまま評価しているケースが少なくありません」

佐藤税理士の元に持ち込まれる再鑑定案件のうち、およそ7割に払い過ぎが見られるという。こうしたケースは意外に多いが実情なのだ。

手続きが可能なのは相続からおよそ5年以内

では、還付の手続きはどのように進めればよいのか。佐藤税理士に相談しよう。

更正の請求は相続人1人でも可能

理士に対応の手順を聞いた。クライアントから相談を受ける際、申告書の写し一式を預かる。2〜3カ月をかけて、内容を見直し、調査を敢行する。その結果、還付の見込みがあるかどうかを判断して、報告する。クライアントからゴーサインが出れば速やかに更正の請求書を作成し押印の上、税務署に提出。税務署ではおよそ3カ月をかけて確認作業を行うのが通例だ。税務署の判断結果は、更正通知書として郵送される。

「相続税還付に関する以上の一連の手続きが、だいたい半年程度で進むこととなります」

更正の請求期限は、相続税の申告期限から5年以内、つまり相続開始の日から5年10カ月と

なっている。手続きの全体に半年程度かかることを考えると、おおむね5年以内に発生した相続には、減額更正（還付）の可能性があるとことだ。

当初の相続税の申告書作成を行った税理士や、日頃から付き合いのある税理士との関係を気にして、還付の手続きに踏み切れないという声も聞かれる。これに対して佐藤税理士は、「当初の申告書を作成した税理士に、税務署から書類を送付したり、問い合わせたりすることはありません。その他の簡単な注意事項もお伝えしますので、安心してご相談ください」と言う。

また、還付の手続きは、相続人全員が加わる必要はない。相続税の申告は相続人全員で行わなければならないが、還付の手続きは単独で行うことができるのだ。他の相続人との関係を気にする人にとって朗報といえるのではない。

とはいえ、実際に相続税の払い過ぎを発見し、税務署に対して説得力のある更正の請求書を作成するには、豊富な実績に裏付けられた深い知見とノウハウを有する税理士に依頼するのが得策といえよう。

この点、資産税を専門とする佐藤和基税理士事務所の確かな仕事への評価が高く、クライアントからの紹介で相談に訪れる人が引きも切らない。今後の相続税の払い過ぎ事例を紹介し、納め過ぎた税金を取り戻すための具体策を分かりやすく記した佐藤税理士の近著が好評だ。税理士でも間違いやすい相続財産の評価方法について、実例を交えて詳述。さらに、多数の還付の成功例と共に気になる失敗事例も網羅。生前の相続対策にも触れた、実践的な相続対策ガイドブックといえる一冊。

佐藤和基税理士事務所による相続税還付“6つのポイント”

- 還付手続きできるのは被相続人の死亡から**5年10カ月以内**
- 同事務所の還付成功率は**10件中7件以上** ※1
- 相続税の見直しを行う費用は、**完全成功報酬** ※2
- 相続税の見直しに必要な書類は**相続税申告書と添付書類一式のみ** ※3
- 相続税の見直しを依頼したことは**前の税理士には分からない**
- 他の相続人の反対があっても**還付手続きは1人でも可能**

※1 還付成功率の平均は1000万〜2000万円程度。
※2 還付に成功しなければ報酬はゼロ。実費代も同事務所負担。
※3 修正申告をしている場合には修正申告書と添付書類一式も必要。

こんなケースで“払い過ぎ”を発見！

投資信託の評価額 投資信託の相続財産評価額の算出では、相続開始日の基準価格から解約に要する手数料などを差し引く。その他の金融商品でも、換金価値での評価を徹底していないケースが見られる。	高圧電線下の土地 高圧電線が上空を通る土地では、建築できる建物の高さに制限がある。このため近隣の土地より評価額が下がる。高圧電線下にあるかは、現地調査しなければ分からないので注意が必要。	線路沿いの宅地 線路沿いの宅地は、騒音や振動のため、住まいとしての利用価値が著しく低下していると考えられる。こうした不動産は一般的な評価額から10%の減額が認められることがある。
単純な計算ミス 精算の間違ひといった単純なミスが発見されることもある。未払い税金をはじめ債務の計上漏れもよく発見される。	未支給の年金 受給者が被相続人で、支給対象期間が相続開始前の未支給の年金は、生計を共にする3親等内の親族が請求できる。この場合、相続開始後3年に支払われた年金であっても、相続財産に算入する必要はない。	

相続財産再鑑定士とは？ 相続実務に携わる関係者の“払い過ぎ”対策スキルを向上

相続財産再鑑定士は、相続手続きを完了した人に対して、実は税金を納め過ぎている可能性があるという事実を発見し、納め過ぎた相続税が戻ってくるように、相続人と再鑑定をする専門の税理士との橋渡しをする役割を担う。一般社団法人相続財産再鑑定協会により認定される資格だ。佐藤税理士は同協会を創立し、理事長を務める。

相続財産再鑑定士の資格は、保険や不動産、行政書士など相続実務に携わる関係者の取得を想定する。資格取得試験を受けるには所定の研修の受講が求められ、2年ごとの資格更新時にも講習を受けて最新の知見を共有する。相続に精通したプロフェッショナルとしての信頼の源泉となる注目の資格だ。

佐藤和基税理士の近著 『不動産の知識があれば相続税は取り戻せます!』

相続税の払い過ぎ事例を紹介し、納め過ぎた税金を取り戻すための具体策を分かりやすく記した佐藤税理士の近著が好評だ。税理士でも間違いやすい相続財産の評価方法について、実例を交えて詳述。さらに、多数の還付の成功例と共に気になる失敗事例も網羅。生前の相続対策にも触れた、実践的な相続対策ガイドブックといえる一冊。



佐藤和基税理士事務所

〒171-0014
東京都豊島区池袋2-51-15
東京3ハルタビル502号室
☎03-6914-2640
http://www.satoutax.com/